IASB Update 2026 年 10 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定をハイライトしている。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は 2026 年 10 月 27 日から 28 日に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文はこちら
- IASBボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら

目次

作業計画の概要

- IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

リサーチ及び基準設定

- 償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）
- 無形資産（アジェンダ・ペーパー17）
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

維持管理及び一貫した適用

- 一貫した適用に関する活動
- 支配の再検討（アジェンダ・ペーパー12A）
- IFRIC Update 2026 年 9 月（アジェンダ・ペーパー12B）
- IFRS for SMEs 会計基準（アジェンダ・ペーパー30）

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2026 年 10 月 28 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、作業計画についてのアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

償却原価測定（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2026 年 10 月 27 日に会合し、条件付決済条項から生じる金融負債の測定に対する考え得るアプローチについて議論した。

IASB は、条件付決済条項から生じる金融負債は、当初認識時とその後の両方において、取引価格（すなわち、当該金融商品全体に対して受け取った対価の公正価値）を下回らない金額で測定されると提案することを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる論点の審議を継続する。

無形資産（アジェンダ・ペーパー17）

IASB は 2026 年 10 月 27 日に会合し、次のことについて議論した。

- IAS 第 38 号「無形資産」における認識の要求事項のうち、アジャイルソフトウェア開発のテストケースにおいて検討されたいくつかの側面を変更する考え得るオプション
- 利用者の情報ニーズに関するワークストリームからの発見事項が本プロジェクトの方向性にどのように影響を与える可能性があるのかについての IASB の協議グループからのフィードバック
- 本プロジェクトにおいて探究されているトピックに関連性のある学術文献及びその他のリサーチのアップデートされたレビュー

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、本プロジェクトの方向性に何らかの変更が必要かどうかを決定する。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20）

IASB は 2026 年 10 月 28 日に会合し、次のことについて議論した。

- 特定のキャッシュ・フロー情報の分解に関しての考え得る要求事項（特に次の事項）
 - ✧ 借手によるキャッシュ・アウトフロー合計額の内訳の開示
 - ✧ 注記に開示するか又はキャッシュ・フロー計算書への表示を検討することを企業が要求されることとなる特定の科目
- 現金同等物の定義の一貫した適用を改善するための考え得る要求事項

特定のキャッシュ・フロー情報の分解（アジェンダ・ペーパー20A）

IASB は、IFRS 第 16 号「リース」の第 53 項(g)を修正して借手に次の開示を要求することを提案することを暫定的に決定した。

a. 原資産を使用する権利に関して借手が貸手に行った支払についての当期中のキャッシュ・アウトフロー合計額
b. 当該支払の金額のうち次の金額
 i. キャッシュ・フロー計算書において営業活動として分類したもの
 ii. キャッシュ・フロー計算書において投資活動又は財務活動として表示した各関連科目に含めたもの

 13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

c. (b)(i)に含めた支払の種類の記述

13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、IFRS 第 16 号の第 24 項(b)に従って使用権資産の測定に含めたリース料に係るキャッシュ・フローの金額を開示することを借手に具体的に要求するように第 53 項(g)を修正する提案はしないことを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

IASB は、次のものから生じるキャッシュ・フローに関する分解情報を企業が開示するという具体的な要求事項を開発しないことを暫定的に決定した。

a. デリバティブ
b. 政府補助金
c. 関連会社及び共同支配企業から受け取った配当金

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

現金同等物の定義の一貫した適用の改善（アジェンダ・ペーパー20B）

IASB は、文言変更の条件付で、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 7 項を次のように記述するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。

a. 投資は通常、企業が当該投資からのキャッシュ・フローを取得日から 3 か月以内に獲得する権利を有している場合にのみ、現金同等物としての要件を満たす。
b. 企業は、当該条件が満たされるかどうかを評価するにあたり、当該投資のすべての関連性のある契約条件を考慮する。

13 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

一部の IASB メンバーは、IAS 第 7 号の第 7 項の修正案の文案作成を確定させるにあたり、この決定は、ある投資が現金同等物の要件を満たすためには現金同等物の定義のすべての側面を満たさなければならないという要求を変更するものではないことを明確化するようスタッフに求めた。

次のステップ

IASB は、プロジェクト計画にあるトピックのそれぞれについて財務報告を改善する方法を引き続き検討する。

維持管理及び一貫した適用

一貫した適用に関する活動

IASB は、2026 年 10 月 28 日に会合し、2026 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（委員会）の会議で議論された事項について検討した。IASB は次のことを行った。

- 委員会が最終確定したアジェンダ決定を検討した（アジェンダ・ペーパー12A）。
- 当該会議で議論されたその他の事項についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12A）。

支配の再検討（IFRS 第 10 号）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「支配の再検討（IFRS 第 10 号『連結財務諸表』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は、2026 年 10 月に IFRIC Update 2026 年 9 月の補遺において公表される（日本語訳）。

IFRIC Update 2026 年 9 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、委員会の 2026 年 9 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は IFRIC Update 2026 年 9 月において公表された（日本語訳）。

IFRS for SMEs 会計基準（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は、2026 年 10 月 28 日に会合し、次のことについて議論した。

- 公開草案「連結の例外」に対するフィードバック及び考え得る追加的な開示要求（アジェンダ・ペーパー30A-30B）
- 公開草案での提案に基づいて IFRS for SMEs 会計基準の修正を公表するためのデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー30C）

開示要求及び公開草案に対するフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー30A-30B）

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準を適用する企業のうち、最終的な親会社又は中間親会社が当該企業に対する投資を IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に従って純損益を通じて公正価値で測定する財務諸表を作成している企業について連結の例外を導入する提案について議論した。

IASB は、SME 適用グループ（SMEIG）のメンバーに提示した公開草案に対するフィードバックの要約及び当該メンバーのコメントについても議論した。

IASB は、公開草案における提案を進めることを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、当該修正は 2027 年 1 月 1 日以後開始する期間に適用し、IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版を早期適用する企業には早期適用を認めることを確認した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

a. 例外の使用の旨並びに財務諸表において企業が公正価値で測定されている親会社の名称及び主要な事業場所（これと異なる場合には、法人設立国も）を企業が開示する要求事項を追加する。

 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

b. 親会社の財務諸表が「一般に利用可能である」という要求を追加しない。

 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

c. 例外を使用する企業が所有者からの承認を得るという要求を追加しない。

 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

d. 親会社の財務諸表がどこで入手できるのか又は子会社の一覧表を企業が開示するという要求を追加しない。

 13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー30C）

IASB は、公開草案における提案を再公開しないことを決定した。

13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

13 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、修正の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

1 名の IASB メンバーが修正における提案に反対する意向を示した。

次のステップ

IASB は、IFRS for SMEs 会計基準の修正を 2026 年末までに公表する予定である。